

住宅付診療所	法 3 4 条 1 号 法 3 4 条 1 4 号
--------	------------------------------

- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 節 [審査基準 2] (P13~P17)
- ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 3 7 (P116・P117)

法第 3 4 条第 1 号又は同条第 1 4 号に規定する医療施設に該当する住宅付診療所の取扱いは、次のとおりとする。

住宅付診療所については、医療法上住宅部分が診療所に含まれないが、近年の高齢化社会にあって地域医療の重要性が増しているなか、地域医療を支える診療所に医師が居住することにより診療時間外の緊急の受診が期待でき、患者及びその家族にとって安心感が増大すること、また、住宅部分が診療の合間に医師の休憩等に活用されることを勘案すると、機能上住宅部分と診療所とが一体となって公益性を有すると考えられる。このことから、次に掲げるすべての事項に該当する住宅付診療所については、法第 3 4 条第 1 号又は同条第 1 4 号に規定する医療施設に該当するものとする。

- 1 住宅付診療所を計画することが、地域医療活動上有効である等の合理的理由を有するものであること。
- 2 診療所部分の面積が延べ面積の 5 0 パーセント以上であること。
- 3 診療所の開設者である医師が居住する住宅であること。